

「食料供給コスト縮減アクションプラン」の実施状況 (詳細版)

1 低価格資材の供給や効率利用等による生産コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
低価格資材の供給						
低価格な肥料の供給促進						
	ヨルダンから輸入した低価格な高度化成肥料の供給を地域の实情に応じて推進し、 <u>高度化成肥料における輸入高度化成肥料の普及割合を拡大</u>	36% (16年) 43% (22年) (注: 輸入高度化成肥料が化学肥料全体に占める普及割合は5.1% (16年)) 40% (19年度目標)	49% (19年12月末)	全農全国本部の輸入高度化成肥料の推進担当が各地域に出向いた際に農家からの要望等を把握するとともに、各種媒体(テレビ、ラジオ、ホームページ、チラシ等)による積極的なPR活動を実施	引き続き、良質で低価格肥料である特徴をアピールし、普及拡大を推進 20年度目標は、19年度実績を踏まえ、20年4月に設定予定	全国農業協同組合連合会
	B B (バルク・ブレンド) 肥料の広域流通の推進等により、 <u>高度複合肥料におけるB B肥料の普及割合を拡大</u>	47% (16年) 50% (22年) (全農・経済連分) 49% (19年度目標)	55% (19年12月末)	全農県本部及び経済連のB B肥料の担当者が農協へ出向いたり、各種会議でPR活動や周知を実施 さらなる供給拡大には、工場所在県から近隣県の未出荷の地域への供給が必要	地域の土壌分析に基づく適切なB B肥料の紹介、展示ほの設置などの取組を推進 20年度目標は、19年度実績を踏まえ、20年4月に設定予定	全国農業協同組合連合会・経済農業協同組合連合会、全国肥料商連合会
	科学的知見、事故の発生リスク等を踏まえ、 <u>化学肥料について可能な限り登録有効期間を延長(3年 6年)</u>			肥料の登録の有効期間の延長(3年 6年)に係る肥料取締法施行規則及び関係告示を、20年2月29日に改正・公示(20年4月1日施行)	さらに科学的知見の下、延長可能な肥料が無いか検討	農林水産省

低価格な農薬の普及促進

<p>包装経費の削減等による低価格な大型包装品(基準規格対比 5～38%)の品目数を拡大</p>	<p>17品目(16年) 40品目(22年)</p> <p>40品目 (19年度目標) 60品目 (20年度目標)</p>	<p>55品目 (19年12月末)</p>	<p>19年に現場での要望が高い品目を中心にメーカーと交渉を行い、アイテム数を40品目から、55品目へ拡大</p>	<p>今後現場ニーズを踏まえ、新たな品目拡大に向け検討するとともに、新たな指標となる剤の目標を設定し、普及、拡大を実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>拡散技術の向上により増量剤の低減を図ることにより輸送費等が低減できる軽量除草剤(価格低減率 4%)の北海道における稲作農家への普及を拡大</p>	<p>66%(16年) 80%(22年)</p> <p>68% (19年度目標) 70% (20年度目標)</p>	<p>69% (19年度実績)</p>	<p>各単協の協力を得ながら、農薬使用に係る現地説明会を実施 19年度には新たに4剤の軽量剤が追加</p>	<p>引き続き普及が望める地域において現地説明会を実施するとともに、新薬における軽量化の促進等軽量剤の普及、拡大を実施</p>	<p>農薬工業会</p>
<p>特許が切れた有効成分を原料とする低価格なジェネリック農薬(価格低減率 15～30%)の普及率を拡大</p>	<p>8%(16年) 20%(22年) (先行農薬であるアセフェート剤に占める割合)</p> <p>18% (19年度目標) 19% (20年度目標)</p>	<p>16% (19年度見込み)</p>	<p>ジェイエースの7作物、13害虫への適用を拡大 作付、防除体系や害虫の種類・発生状況などの現場実態に即した普及活動を行うとともに、個別農家へのPR活動(県別計画の策定、広報宣伝活動)により、一層の普及を拡大</p>	<p>今後とも、防除暦等により現場の実態に応じた普及活動を実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>

低価格な農業機械の供給

<p>基本性能を確保しつつ、機能の特化等により従来機種よりも1割程度低価格な「低コスト支援</p>	<p>41%(17年) 54%(22年) (全農(大型機種)分)</p>		<p>(全農) 低コスト支援農機について、農協系統へのPR活動やホームページ等によ</p>	<p>過剰な装備の選択とならないよう利用者の意識醸成を進めるため、農業者自らの使い勝手の体</p>	<p>全国農業協同組合連合会、全国農業</p>
---	--	--	---	---	-------------------------

<p>農機」の担い手向け大型機種に占める普及割合を拡大(全農においては、担い手向け韓国トラクタの輸入取扱や国産のJAグループ独自型式の設定・機種拡大を行う)</p>	<p>46% (19年度目標) 50% (20年度目標)</p>	<p>45% (19年12月末)</p>	<p>る農業者への周知を実施 韓国トラクタの輸入取扱を行うとともに、大量生産機をベースに、機能・装備を絞り込むこと等により従来機よりも2割程度安価なJAグループ独自型式を設定</p> <p>19年3月:コンバイン(4条刈) 6月:スピードスプレーヤ 20年2月:コンバイン(5条刈) 3月:トラクター(2機種)</p>	<p>験、実演を中心としたPR活動を推進</p>	<p>機械商業協同組合 連合会</p>
<p>全農等販売業者や農業者のニーズを踏まえ、大型機種を含む低コスト支援農機の供給を適切に実施</p>			<p>農業者のニーズ等を踏まえ低コスト支援農機は、230型式(18年3月末)から240型式(19年度末見込み)に拡大 うち大型機種は、68型式(18年3月末)から80型式(19年12月)に拡大</p>	<p>適切な供給を実施するとともにさらなる機種拡大を推進</p>	<p>(社)日本農業機械工業会</p>
<p>肥料の製造設備の合理化等の推進</p>					
<p>肥料の製造施設について、稼働率の向上や交錯輸送の抑制等に資するOEM(相手先ブランド製造)の実施等により製造設備の合理化を推進</p>			<p>OEMの実施は企業の経営判断により個別に対応 19年度はOEMの進捗状況をヒアリング等により把握し、一部団体に対しては企業の9割以上でOEMを実施</p>	<p>OEMの実施に当たっては、引き続き企業の経営判断により個別に対応することとなるが、その推進状況については、必要に応じてヒアリングを行い、情報収集を実施</p>	<p>肥料製造8団体</p>
<p>農業機械の型式・仕様の集約化等</p>					

<p>製造コストの縮減に向け、<u>主要農業機械</u>(トラクタ、田植機及びコンバイン)の型式・仕様数の集約化、<u>部品の共通化・点数の削減</u>、OEM等を推進</p>	<p>17年に対して仕様数を5%削減(22年)</p>	<p>12%削減 (18年度実績)</p>	<p>各メーカーにおける<u>主要農業機械の型式・仕様数の削減</u>や新たな設定状況を把握しつつ、<u>新たな目標を検討</u> 新たな部品の共通化に向けて検討</p>	<p>新たな目標を設定(20年5月予定)しつつ、<u>型式・仕様の集約化を推進</u> また、新たな部品の共通化に向けて引き続き検討</p>	<p>(社)日本農業機械工業会</p>
<p>中古農業機械の活用促進</p>					
<p><u>中古農業機械について、インターネットによる情報提供、展示会の開催等による活用促進</u></p>	<p>情報共有化に取り組むJA農機センター332ヶ所(17年) 550ヶ所(22年目標、全国をほぼカバー)</p> <p>450ヶ所 (19年度目標) 500ヶ所 (20年度目標)</p>	<p>456ヶ所 (20年1月末)</p>	<p>(全農) 県連や農協に対し情報の共有化への周知や濃密指導を実施</p> <p>(全農機商協) インターネットによる情報提供や中古農業機械の展示会・イベントをそれぞれ12県商協が実施</p>	<p>引き続き、<u>情報共有化のための条件整備等を推進</u></p>	<p>全国農業協同組合連合会、 全国農業機械商業協同組合連合会</p>
<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>					
<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、<u>高性能農業機械を効率的に開発</u></p>			<p>飼料用イネ、牧草、飼料用トウモロコシなどの飼料作物に1台で対応できる汎用型飼料収穫機など低コスト生産の実現に資する高性能農業機械の開発が順調に進捗</p>	<p>引き続き、<u>低コスト生産に資する高性能農業機械の開発を継続</u> なお、汎用型飼料収穫機など一部の開発機については21年度の実用化に向けて、現地適応性の確認など最終段階の試験を実施予定</p>	<p>農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター</p>

低コスト耐候性ハウスの導入促進等

<p>低コスト耐候性ハウス (30%:鉄骨ハウス比) の導入を推進するとともに、一層の施設設置コストの低減に向け超低コスト耐候性ハウス(同40%)の開発・実用化を推進</p>	<p>累計導入件数 104件(16年) 350件(22年) (全農分)</p> <p>215件 (19年度目標) 259件 (20年度目標)</p>	<p>186件 (19年12月末)</p>	<p>低コスト耐候性ハウスの導入を「強い農業づくり交付金」により実施 超低コスト耐候性ハウスの実用化等により、施設園芸の経営費2割削減を目指す「低コスト植物工場成果重視事業」を2地区で実施</p>	<p>原油高騰の影響等でハウスへの新規投資意欲は低下しているが、引き続き強い農業づくり交付金等により導入を推進</p>	<p>農林水産省、全国農業協同組合連合会</p>
---	--	---------------------------	--	---	--------------------------

配合飼料の製造の合理化等

<p>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進(飼料会社1社当たりの供給量を拡大)</p>	<p>6社 3社(21年) (地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。)</p>	<p>6社 4社 (20年4月予定)</p>	<p>19年12月に調印を締結し、20年4月から4社に合併予定 統合等による5~7工場減に向けた合意を形成中</p>	<p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>主要メーカー等における配合飼料価格の公表等生産者への情報提供の充実</p>			<p>18年7~9月期から四半期毎に、全農のほか、主要メーカー(10社)が各社のホームページ等において、配合飼料価格の改定額、その背景等について公表</p>	<p>引き続き、各社の取組について把握するとともに、生産者の要望を踏まえた対応について検討</p>	<p>全国農業協同組合連合会、主要飼料メーカー</p>

生産資材の流通の合理化

肥料の港湾等からの直行価格の設定等

<p>輸入高度化成肥料における多段階輸送の解</p>	<p>0%(16年) 3.8%(22年)</p>		<p>港湾・倉庫からのトラック満車直行条件を設定</p>	<p>国産化成肥料の品目拡大を図るとともに、荷下ろ</p>	<p>全国農業協同組合</p>
----------------------------	---	--	------------------------------	-------------------------------	-----------------

<p>消による運賃や倉庫保管料等の削減を図るため、新たに港湾等からの農家への直行価格(従来比 10～15%)を設定し、その普及を図る。また、国産品についても順次メーカー等との交渉により取扱品目を拡大</p>	<p>10.9% (輸入高度化成肥料分)</p> <p>10.4% (当初の19年度目標3.1%を上方修正)</p> <p>10.5% (20年度目標)</p>	<p>7.3% (19年12月末)</p>	<p>し、農業者へPR活動や周知</p> <p>さらに、BB肥料や一部の国産高度化成肥料も追加して実施</p>	<p>し機や置き場の整備方法を検討し、一層推進</p>	<p>連合会</p>
<p>港湾等からの直行の取扱量のうち、生産者の自己取りによるものは更なる安価な価格(注)を設定し、主要地域において実施</p> <p>(注: 港湾・倉庫又は工場まで、直接農家を取りに来た場合の配送料金を値引きした価格)</p>	<p>条件が整い次第価格を設定</p>		<p>18年度に実施した生産者への意向調査によれば、生産者が所有するトラックは様々(軽トラ～4トン車等)であり、例えば軽トラの場合、出荷元の対応が煩雑となること等から、全国的な取組としての条件設定は行わない</p>	<p>上記の港湾等から担い手への直行を一層推進</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>肥料等の物流の合理化</p>					
<p>広域をカバーする農家配送拠点の設置数を拡大</p>	<p>115ヶ所(16年) 300ヶ所(22年)</p> <p>210ヶ所 (19年度目標)</p> <p>240ヶ所 (20年度目標)</p>	<p>178ヶ所 (19年度末見込)</p>	<p>19年度には全国で広域配送拠点を14ヶ所、JA域の配送拠点を2ヶ所設置し、累計で178ヶ所(20年3月見込み)</p> <p>また、広域配送拠点を整備した47JAの調査結果によればJAの物流経費は平均で4%低減</p>	<p>広域物流導入について理解を得るのに時間を要していることなどから、農家配送拠点設置数の当初計画より変動が生じている状況</p> <p>引き続き、広域流通に取り組むJA数の拡大に向け、重点的に取組</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>需要や受入施設の整</p>			<p>優良事例等をPR</p>	<p>製造メーカーのフレコン</p>	<p>全国農業</p>

<p>備状況に応じて、<u>バラ・フレコン流通を促進</u></p>			<p>例えば、担い手からの相談に対し適切に対応し、バラ・フレコン流通により肥料代が 1,000円/トン程度削減</p>	<p>荷造りコストの増嵩、担い手の荷受体制の整備などの課題を踏まえて取組を促進</p>	<p>協同組合連合会、肥料製造8団体</p>
<p>大型包装の農薬や低価格肥料の流通・販売の推進など担い手の経営におけるコスト縮減に重点をおいた<u>営農・販売・購買が一体となった流通体制の構築を推進</u></p>			<p>担い手対応専任者(全県本部に161名配置(19年12月末))が担い手向け低価格な生産資材(農家直送)の提案、技術指導など営農支援、経営相談、新たな契約栽培・契約販売の提案など総合的な取組を推進</p>	<p>担い手対応専任者が活動支援、各種情報提供等の取り組みを行いつつ、関係部署との定期的協議と進捗を確認するなど計画的に実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>農薬の有効期限の延長化等</p>					
<p>物理化学的観点から<u>有効期限の長期化が可能と判断できた薬剤について有効期限を順次延長</u></p>	<p>有効期限2～3年を3～5年を目途に延長</p>		<p>17年度以降に農薬登録された318銘柄のうち、有効期限の長期化が可能な薬剤について物理化学的試験を実施し、その結果187銘柄(19年度末見込み)について有効期限を4～5年に延長</p>	<p>引き続き物理科学的試験を実施し、有効期限の長期化が可能な薬剤の拡大を推進</p>	<p>農薬工業会</p>
<p>現場販売員の育成と併せ、農家への効率的な農薬利用の指導推進、製造メーカーへの期限切れ返品削減によるトータルコストの削減を促進</p>	<p>返品率を削減する組合員の割合の増加</p>		<p>アンケート調査を実施し、取組数値の向上に向けて現場販売員の育成を個々に図るとともに、機関誌を通じた優良事例の紹介により、一層促進</p>	<p>調査結果の活用や優良事例の紹介等により、引き続き取組数値の向上に向けた現場販売員の育成を推進</p>	<p>全国農薬協同組合</p>

農業機械の割引制度の活用促進

<p>農業機械の購入に当たり、流通在庫の軽減が図られ、有利な条件で取引できる受注注文による割引制度について、農協等に対してPR活動や周知徹底等によりその活用を拡大</p>			<p>国内出荷台数が減少する中で、農業者が競争入札等を行うことにより早期受注注文による割引以上の値引きが可能</p>	<p>今後は係る取組を行わない</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
---	--	--	--	---------------------	--------------------

担い手への営農用燃料等の供給価格の縮減

<p>担い手向け価格について、新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定</p>			<p>営農用燃料(A重油・灯油)の価格高騰対策として、JAが担い手として位置付けた施設園芸農家に対し助成(1円/L)を実施(10億円規模)</p>	<p>担い手への支援策として20年度も10月から施設園芸農家に対する同様の対策を検討 ハウス加温機の事前点検・清掃等省エネ利用を推進</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
---	--	--	---	--	--------------------

生産資材の効率利用等

効率的な施肥技術の普及促進

<p>モデル地区を設定して、効率的な施肥技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p>		<p>生産資材コスト低減成果重視事業により、3地区において育苗箱全量施肥等の取組を実証、20年5月末までに、その成果を取りまとめ</p>	<p>モデル地区における19年度の成果を分析し、これを踏まえ、20年度目標が達成されるよう取組を実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>土壌診断・施肥設計ソフトの普及を拡大</p>	<p>215本(16年) 400本(22年)</p>		<p>農協に対して各種講習会、研修会でPR活動を実施</p>	<p>肥料価格が上昇する中で、土壌診断による施肥コスト削減の一環として、</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>

	340本 (19年度目標) 360本 (20年度目標)	343本 (19年12月末)		引き続き農協に対して各種講習会、研修会でPR活動と周知を実施	
<u>地域の施肥基準を基にきめ細かな施肥設計の普及を推進</u>	土壌診断に基づく適正施肥の推進		都道府県毎の指導指針に基づき推進	引き続き、都道府県の指導指針に基づき推進	都道府県
合理的な農薬利用の促進					
<u>モデル地区を設定して、農薬の効率的な施用技術の導入を推進することを通じて、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援</u>	モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減		生産資材コスト低減成果重視事業により5地区において、農薬の効率的な施用技術の導入、高濃度少量散布等の取組を実施、20年5月末までに、その成果を取りまとめ	モデル地区における19年度の成果を分析し、これを踏まえ、20年度目標が達成されるよう取組を実施	農林水産省
<u>水稲いもち病抵抗性品種等の病害虫抵抗性の優れた新品種の普及を推進</u>	コシヒカリBL等の奨励品種採用の促進		新潟県、愛知県等において病害抵抗性を有する「コシヒカリBL」等の品種を奨励品種に指定し、種子を安定的に供給 18年度、新潟県でコシヒカリ新潟BLがコシヒカリ全体のうち98%、愛知県ではあいちのかおりがあいちのかおりSBLに100%転換 福井県では、ハナエチゼンBL品種を出願公表中	いもち病抵抗性品種に加え、縞葉枯病等の他の病害虫抵抗性を持つ品種の奨励品種への採用を推進 コシヒカリBL等の同質遺伝子の取扱いを整理するとともに、農薬の使用量縮減や環境保全効果等について消費者・実需者の認識や理解を高めていくことが重要	農林水産省、都道府県
病害虫・雑草の発生状況	使用農薬・回数		(農林水産省)		農林水産省

<p>況に応じ、天敵等の利用による最適な防除手段を講じる総合的な管理システムの普及推進、防除暦の見直しや農薬の適正使用を指導</p>	<p>の削減</p>	<p>総合的病虫害・雑草管理(IPM)の普及・定着を図るため、水稻、甘藍、柑橘に続き、主要な8農作物のIPM実践指標モデルを作成するとともに、IPMを導入した防除体系へ適切に取り組めるよう、実施マニュアル等を策定するなど、都道府県でのIPM実践指標作成を支援</p> <p>(全農、都道府県) 農薬の低減を含む環境・省力低コストのモデル実証ほを17ヶ所で実施 優良事例やIPM資材を紹介した実践マニュアル等を作成し、各単協に紹介することで、一層推進</p>	<p>19年度に引き続き、IPMに関する技術の収集を図るとともに、産地での実証を行う等、都道府県でIPM実践指標作成に關しての支援を実施</p> <p>全農においては、IPM資材の普及等を通じて、使用農薬の削減、農薬の適正使用の指導を実施</p>	<p>省、全国農業協同組合連合会、都道府県</p>
<p>農業機械の稼働面積の拡大</p>				
<p>モデル地区を設定して、農業機械の稼働面積の拡大に資する作期分散技術等を導入するとともに、集落内の余剰農機の処分等の取組を併せて推進することにより、稲作の生産資材の合理的利用体系の確立を支援</p>	<p>モデル地区における稲作の3資材(肥料、農薬及び農業機械)に係るコストを3年で15%削減</p>	<p>生産資材コスト低減成果重視事業により6地区において、直播等作期分散技術等を実証、20年5月末までに、その成果を取りまとめ</p> <p>また、さらに新たに1地区を設定</p>	<p>モデル地区における19年度の成果を分析し、これを踏まえ、20年度目標が達成されるよう取組を実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>農業機械の適正導入</p>	<p>農業機械の稼働</p>	<p>これまでの進捗状況や</p>	<p>自己点検・分析を行い、</p>	<p>都道府県</p>

<p>の推進、担い手への作業集積、経営組織体の前段階としての農作業受委託組織や農業機械の共同利用組織の育成を推進</p>	<p>面積の拡大</p>		<p>取組効果等の自己点検、分析を行い、取組を推進</p>	<p>一層の取組の強化を検討</p>	
<p>農業機械の適正導入・効率利用を指導する機械化プランナー(農協職員)を育成</p>	<p>全農協(約800名)(22年度) 400名 (19年度目標) 600名 (20年度目標)</p>	<p>502名 (19年12月末)</p>	<p>養成研修会を開催(10回)し、機械化プランナーを育成</p>	<p>機械化プランナーの育成を継続しつつ、地域における活動を実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>農業機械の長期利用のための点検整備等の推進</p>					
<p>農業機械の長期使用傾向に対応した部品供給体制の整備 ・供給年限ガイドラインによる補修用部品の長期安定供給 ・部品供給センターの即納率の維持</p>	<p>法定耐用年数+4年 発注から1~2日中に納品できる割合:95%以上の確保</p>		<p>メーカーが供給年限ガイドライン(部品供給に関する申し合わせ)に基づき、補修用部品の長期的かつ安定的な供給を実施 パーツリストのオンライン化等補修部品の迅速な配送等を実施</p>	<p>引き続き、メーカーにおいて部品の長期安定供給や部品の即納率の維持に向けた取組を着実に実施</p>	<p>(社)日本農業機械工業会</p>
<p>農業機械の長期使用のための定期点検・整備の推進</p>			<p>(全農) 点検に必要な部品等の、迅速かつ効率的に供給する広域的な農業機械の部品センター(20年1月</p>	<p>農業機械の修理整備はまだまだ農繁期に集中していることから、農閑期の点検・整備の推進方策を検討</p>	<p>全国農業協同組合連合会、全国農業機械商業</p>

			<p>未現在6ヶ所)の設置拡大と参加県の拡大に向けて検討</p> <p>(全農機商協) 中古農業機械の整備・評価のためのテキストを作成・配布し、県商協における整備技術講習会の実施を推進</p> <p>府県等行政と連携し、春、秋2回、ポスター、チラシ等の配布等により農業者自らが行う農業機械の自己点検を励行するとともに、農閑期の点検・整備を推進</p>		協同組合 連合会
--	--	--	--	--	-------------

その他生産コストの縮減

共同利用施設の利用料金の引下げ

<p>米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、<u>共同利用施設の利用料金の引下げを実施</u></p>			<p>全国農協カントリーエレベーター協議会が施設設置者に対し、利用率向上のため研修(のべ4回)等を実施</p>	<p>引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進</p>	農業協同組合
<p><u>個別施設毎に毎年の</u></p>			<p>大規模乾燥調製貯蔵施</p>	<p>調査結果によると利用</p>	農林水産

<p>利用改善の状況等を把握・指導</p>			<p>設の利用状況等に関する実態調査を実施(47JA)し、19年7月には調査結果をとりまとめ、都道府県へ通知</p> <p>また、地方農政局においても実際に現地へ赴き、利用改善に向けた指導を実施</p> <p>18年度の平均稼働率は76%となり、前年に比べ3%低下したが、これは水稻の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい</p>	<p>率が高い施設においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大口利用者となる大規模経営体へ収穫作業等のあっせん ・ 荷受け分散のため、水稻直播栽培等栽培方法の導入 ・ 農家利用組合への施設運営委託 <p>を積極的に推進する傾向が存在</p> <p>これら優れた取組を全国的に波及させる観点から、利用率の低い施設を始め他地域においても「利用体制の整備に係る計画」に反映させ、これら取組を推進</p>	<p>省</p>
-----------------------	--	--	--	--	----------

施設園芸における省エネ対策の実施等による光熱動力費の縮減

<p>自然エネルギーの活用やエネルギー利用率を大幅に高める革新技術の導入等を推進</p>	<p>エネルギー使用量の削減</p>		<p>NEDO事業を通じ高効率暖房機等を導入(50件認定)</p> <p>「施設園芸脱石油イノベーション推進事業」により施設園芸における石油消費量の低減を目指し技術実証(1地区)を実施</p>	<p>NEDO事業を通じ高効率暖房機の導入の継続と実施を要望中</p> <p>引き続き、燃油が高値であることから、「省石油型園芸技術導入推進事業(20年度新規)をはじめとした国直轄事業等により施設園芸の脱石油化・省エネ化を一層推進</p>	<p>農林水産省</p>
--	--------------------	--	--	---	--------------

21 新技術の導入等による労働時間の短縮

<p>土地利用型作物については、大規模経営体に相応しい革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成を通じた、<u>水稻直播栽培や大豆不耕起栽培等の省力化技術の普及を推進</u></p>	<p>品目横断的経営安定対策の対象経営の1%程度をモデル経営体として育成</p>		<p>輪作体系における高生産性技術に係る前年度成績検討会を開催し、当該検討結果を踏まえ、地域実証(14地区)を実施 また、革新的技術を組み合わせたモデル経営体の育成に向けた「担い手経営革新促進事業(71億円)」を実施</p> <p>(水稻直播栽培面積 18年度15,880ha(対前 年比0.9%増))</p>	<p>これらのモデル経営体に対して普及指導センター等による濃密指導を実施</p>	<p>農林水産省、都道府県</p>
<p>野菜等園芸作物については、リレー利用を含めた<u>野菜の機械化一貫体系の導入や共同選別の実施、果樹園の基盤整備やわい化栽培、低樹高仕立て栽培、労働時間の長い着色管理作業(玉回し、葉摘み等)を大幅に削減できる高着色系品種への転換を推進</u></p>			<p>19年度から「野菜低コスト供給パートナーシップ確立事業」(生産者・流通業者・実需者の連携の下で低コスト生産・流通体制を確立)を2地区で実施 また、「果樹経営支援対策」(優良品目・品種への改植、小規模基盤整備、新技術の導入等)を約160産地(19年度)で実施</p>	<p>20年度も引き続き、加工業務用野菜の生産流通コスト縮減を図る生産性限界打破事業や担い手の生産性向上を図る果樹経営支援対策を着実に実施 「強い農業づくり交付金」等により園芸産地に集出荷施設の導入及びわい化栽培等を推進</p>	<p>農林水産省</p>
<p>畜産については、ほ乳ロボット等新技術の導入等による<u>飼養管理技術の高度化、コントラクター、ヘルパー等のサービス事業体による作業の</u></p>			<p>乳用牛については搾乳ロボット等の新しい飼養管理技術の導入、コントラクターの育成、酪農ヘルパーの利用拡大の推進、公共牧場等の外部支援組織</p>	<p>引き続き、支援措置を講じることにより、労働時間のさらなる短縮を推進</p>	<p>農林水産省</p>

<p><u>外部化等を推進</u></p>			<p>の活用等に対する支援を実施 肉用牛については、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の導入や水田放牧の取組、子牛共同育成施設の整備、コントラクター肉用牛ヘルパー組織の育成強化等に対する支援を実施</p> <p>〔1頭当たり投下労働時間(時間) (14年度 18年度) ・搾乳牛: 115.79 111.83 (3.4%) ・乳用おす肥育牛: 20.50 18.23 (11.1%)〕</p>		
22 新品種や新技術の導入等による単収の向上、安定化					
<p><u>土地利用型作物については、病害虫の抵抗性等品種の導入や不耕起密植栽培、春まき小麦の根雪前(11月上旬)播種等の新技術の導入を推進</u></p>			<p>共通:輪作体系における高生産性技術に係る前年度成績検討会を開催し、当該検討結果を踏まえ、地域実証(14地区)を実施。また、「担い手経営革新促進事業」を実施 麦:全国7ブロックで、実需者、生産者、試験研究機関、行政機関を構成員としたブロック協議会を</p>	<p>水稻直播栽培や麦・大豆不耕起栽培等の革新的技術を組み合わせたモデル経営体を全国各地に育成するため、19年度から、担い手経営革新促進事業を措置し、革新的技術の導入・普及を加速化することが必要</p>	<p>農林水産省、都道府県、農業団体</p>

			<p>開催し、新品種の評価活動を実施 大豆:不耕起密植栽培等の現地実証(全国13ヶ所)を実施 地域の実情に即した目標や課題解決のための具体策を明確化した産地強化計画(約300の麦・大豆の産地で策定)(18年度末)に基づき、収量性の優れた新品種の導入や不耕起栽培等の新技術を導入</p>		
<p>野菜等園芸作物については、<u>多収性品種及び大玉化・高単収栽培技術の実証・普及を推進</u>。また、施設園芸分野においては、「スーパーホルトプロジェクト協議会」を発足させ、民間活力主導の下に産学官が連携して、<u>園芸施設・装置コストの低減と生産力の増加を推進</u></p>			<p>加工業務向けの多収性品種や大玉化栽培技術等の実証事業を4品目、6ヶ所で実施 また、スーパーホルトプロジェクト(SHP)協議会会員による自主的な栽培試験で、「低段どり栽培の標準品種選定試験」を実施</p>	<p>施設園芸における施設・装置のコストダウンと単収増大技術の実用化が遅れていることから、引き続きSHP協議会を通じ、民間等の研究開発を促進</p>	農林水産省、(社)日本施設園芸協会
<p>畜産については、<u>家畜改良を推進し、乳量、増体等の家畜の能力向上を促進</u></p>			<p>乳用牛は、11月、2月に遺伝的能力評価に基づき優良種雄牛を選抜・公表 肉用牛は、広域後代検定等を着実に実施し、11月、(独)家畜改良センターにおいて、候補種雄牛を選抜</p>	<p>家畜の改良は長い年月と多大な労力を要するが、生産性及び品質向上の基礎となるものであり、組織的かつ計画的に着実に推進</p>	農林水産省

農林水産省による助言・指導等					
23 農林水産省による助言・指導等					
上記の取組につき、関係団体等からの取組状況の自己点検・分析結果の報告(毎年)やブロック会議、意見交換(随時)等を通じて進捗状況をフォローアップするとともに、必要に応じて助言、指導等を実施			19年3月～20年2月にかけて、全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議を実施するとともに、関係団体に対し、フォローアップや助言等を実施	関係団体等による自己点検・分析結果を踏まえ、関係団体等の取組の着実な実施を推進	農林水産省

2 経営規模拡大、技術開発等による生産コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
経営規模の拡大						
担い手への農地の利用集積の促進						
	<p>認定農業者の育成・確保と集落営農の組織化・法人化の推進を図るために、担い手育成総合支援協議会による集落内の農地等に関する情報整備や優良農地確保のための監視活動、農地利用調整活動などを支援</p> <p>農地保有合理化事業の促進を図るために、農地保有合理化法人などを対象とした全国での会議(9ブロック)や研修会(全3回)の開催を支援</p> <p>インターネットにより農地情報を公開し、地域内外から広範に農地の出し手・受け手を募集できる仕組みを構築</p> <p>地域合意に基づき、担い手に農地を面的にまとまりのある形で集積する</p>	<p>27年に効率的かつ安定的な農業経営が経営する農地が、全耕地の7～8割程度とする</p> <p>またそのうちの7割程度を面的に集積する</p>	<p>担い手が経営する農地面積の割合:18年度末で42%(16年度末:35%)</p>	<p>地域における農地の情報整備や監視活動、利用調整活動などを支援</p> <p>全国での会議(9ブロック)、研修会(3回)の開催を支援することにより、担い手への農地利用集積を促進</p> <p>担い手農地利用集積高度化促進事業の実施により、19年末時点で全国で50市町村が農地情報の公開等に取り組</p> <p>担い手農地利用集積高度化促進事業の実施により、19年末時点で全国で</p>	<p>「農地政策の展開方向について」(平成19年11月6日公表)に基づき、農地は農業資源として有効に利用されなければならないという理念を明確にした上で、農地の面的集積や所有から利用への転換等により農地の有効利用を促進</p>	<p>農林水産省</p> <p>全国農地保有合理化協会</p> <p>農林水産省</p> <p>農林水産省</p>

	ための支援を実施		617地区が担い手への面的集積に取組			
農地の効率的利用						
企業等の農外からの新規参入の促進						
	<p>参入を希望する企業等への各種情報の提供等<u>地域と企業等とのマッチングの推進、企業等に対する制度資金の融資などの支援を実施</u></p>	<p>参入法人数を、22年度末までに現在の3倍増の500法人とする。</p> <p>【参考】 156法人 (17年度)</p>	<p>256法人 (19年9月現在)</p>	<p>農林水産省ウェブサイト に企業向けの農業参入サイトを開設、全国7都市で企業の農業参入促進のための研修・相談会を開催する(19年度)等、制度説明のための広報活動を実施</p> <p>また、企業等の農業参入の円滑化を図る観点から、19年度に企業参入支援総合対策を創設</p>	<p>農地の有効利用の観点から、所有権については厳しい規制を維持しつつ、貸借権については規制を見直し、現場の意見を踏まえた利用調整の下、農地を利用する者を広く確保できるよう、所要の見直しを検討</p>	農林水産省
新技術の開発による生産コストの縮減						
技術開発による省力化						
	<p><u>生産性の高い水田輪作・畑輪作システム、収益性の高い園芸生産システムを確立するための研究開発を実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 水田輪作体系における不耕起播種技術の開発 馬鈴しょ収穫の効率化に資する土壌管理技術の開発 	<p>独立行政法人等による左記の着実な推進</p>	<p>委託プロジェクト研究「担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発」(19～23年度)が当初計画通り順調に進捗</p> <p>稲・麦・大豆の不耕起播種技術や耕うん同時畝立て密植栽培技術等について適応地域拡大に向けた実証試験地区が公募に</p>	<p>引き続き、委託プロジェクト研究「担い手の育成に資するIT等を活用した新しい生産システムの開発」を実施</p> <p>特に20年度には、同プロジェクト研究で取り組んでいる不耕起播種技術等について、生産者、普及指導機関が参画した実証試験連絡会を組織し、技</p>	農林水産省	

<p>・園芸用施設の低コスト化のための工法の開発 等</p>			<p>より選定 園芸用施設の建設工程削減による低コスト化技術の開発 等</p>	<p>術の現地適応性についてきめ細かく検証していく体制を整備</p>	
<p>病害虫抵抗性品種や省力化のための機械化適性の高い品種の育成</p>			<p>赤かび病抵抗性と穂発芽耐性を強化した春播き小麦「はるきらり」、収穫時の青立ちが少なくコンバイン収穫しやすい大豆「すずるまん」の品種登録を出願</p>	<p>引き続き、生産コスト縮減に資する品種育成を推進 「農業新技術200X」として決定されたものについては、補助事業の活用、普及指導計画への反映等、関係機関が連携して現場への導入を促進 「はるきらり」については、「農業新技術2008」として決定し、省として普及を推進</p>	<p>農林水産省</p>
<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進(再掲)</p>					
<p>農政の推進方向、現場ニーズ等に即して、産学官連携等により民間企業等の技術等を活かしながら、高性能農業機械を効率的に開発</p>	<p>高性能農業機械の開発・実用化の促進</p>		<p>飼料用イネ、牧草、飼料用トウモロコシなどの飼料作物に1台で対応できる汎用型飼料収穫機など低コスト生産に資する高性能農業機械の開発が順調に進捗</p>	<p>引き続き、低コスト生産に資する高性能農業機械の開発を継続。なお、汎用型飼料収穫機など一部の開発機については21年度の実用化に向けて、現地適応性の確認など最終段階の試験を実施予定</p>	<p>農林水産省、生物系特定産業技術研究支援センター</p>

3 卸売市場改革や物流効率化等による流通コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
卸売市場改革の推進						
卸売市場の再編・合理化						
	再編措置に取り組むことが必要な中央卸売市場については、具体的な取組内容及び実施時期を18年度中に決定したところ(中央卸売市場整備計画に記載)。本決定を踏まえ、 <u>再編措置に取り組む中央卸市場は措置を実施</u>	再編措置に取り組む市場(9市場(22年度末まで)) 4市場 (19年度目標) 3市場 (20年度目標)	4市場 (19年度まで)	再編措置の具体的な取組内容及び実施時期が決定している市場について、再編措置の実施に向けた取組を進めるとともに、今後自主的に再編措置を検討する市場の取組状況を把握	再編措置の具体的な取組内容及び実施時期が記載されている市場が、着実に実施することができるようフォローアップを実施 再編に取り組んだ事例の情報提供等を行うとともに、今後自主的に再編措置を検討する市場を把握し、必要に応じて同計画に記載	農林水産省
	産地の大型化等に伴う「転送」の増加を踏まえ、地方及び大都市周辺の卸売市場の連携による最適な物流システムの確立に向けた実証試験等を実施	新たに共同集荷に参加する市場数(115市場(20年度まで))	89市場 (19年度まで)	卸売市場連携物流最適化推進事業により4地区において実施 それぞれの地区に応じた、卸売市場の連携による共同集荷や共同配送・受発注のシステム化等による最適な物流システムの確立に向けて実証試験等を実施し、その効果、課題等について検証	地方及び大都市周辺の卸売市場において、集荷力の向上や流通の効率化を図るためには、複数の卸売市場が相互に連携して共同集荷や輸送ルートの最適化等を図ることが不可欠 引き続き、実証試験等を実施するとともに、実証した連携手法等を普及啓発	農林水産省
商物分離によるダイレクト物流の促進						

<p>16年の卸売市場法の改正により、流通の効率化を図る観点から、インターネット等を活用した電子商取引を行う場合、物品を市場に搬入して取引しなければならない商物一致規制が緩和されたところ</p> <p>本改正を踏まえ、モデル地区における電子商取引システムの開発、取引業務や市場内の仕分け・搬送業務等に係る経費削減効果の実証等を実施</p>	<p>商物分離電子商取引導入中央卸売市場の拡大 4%(18年度) 40～50% (22年度)</p>	<p>9%(7地区) (19年度まで)</p>	<p>「商物分離直接流通成果重視事業」により4地区において実施</p> <p>18年度の成果を踏まえ、今後の普及に向けた事業者等への説明等を行うとともに、実証結果を検証</p>	<p>商物分離直接流通システムの導入に当たっては、多様な取引形態への技術面での対応、多数の市場関係者間の合意形成が課題</p> <p>引き続き、実証試験等を実施するとともに、成果を普及啓発</p>	<p>農林水産省</p>
卸売手数料の弾力化、買付集荷の自由化					
<p>16年の卸売市場法の改正により、開設者の裁量により機能・サービスに見合った卸売手数料を徴収することが可能とされるとともに(21年度施行)、委託集荷の原則が廃止され、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷が可能となったところ</p> <p>本改正を踏まえ、第8次卸売市場整備基本方針(目標年度:22年度)に基づき、「安全・安心」で</p>	<p>先進的取組の普及拡大 (約20件/年) (共通)</p>	<p>25件(19年度)</p>	<p>18年度は、多様なニーズに基づく商品の提供、消費者の動向に的確に対応した商品の計画的かつ効率的な集荷など、卸・仲卸業者の経営基盤の強化を図る上で優良と思われる取組事例(28事例)をとりまとめ</p> <p>全国の中央卸売市場、都道府県に周知するとともに、19年度の優良事例調査を実施</p>	<p>経営基盤の強化に向けた全国の卸売市場の対応状況等を把握しつつ、様々な先進的な取組の具体的な内容や効果等を情報提供し、取組を促す必要</p> <p>引き続き、優良事例を調査し、全国の市場関係者へ周知</p>	<p>農林水産省</p>

「効率的」な流通システムへの転換等を図るため、関係者による取組状況や先進事例等の把握、周知を実施

卸売市場管理運営への民間活力の導入

卸売市場の管理運営について、
・指定管理者制度の導入や民間委託等により管理業務のアウトソーシングを推進
・移転新設や大規模増改築等に係る施設整備については原則としてPFI事業を活用により、民間活力の導入を促進

先進的取組の普及拡大
(約20件/年)
(共通)

25件(19年度)

3 - により行う優良な取組事例の調査と市場関係者への周知の中で、民間活力を導入した事例についても周知

管理業務のアウトソーシングやPFI事業の活用による具体的な効果の検証や先進事例の周知を実施

農林水産省

物流の効率化

通い容器の普及

通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を

通い容器の本格的な普及
(17年の普及率3.1%)

3.4%(18年)

19年3月に設立した「通い容器普及促進協議会」において、課題解決に向けた具体的な方策の検討を進め、9月に通い容器の普及促進に向けた提言を取りまとめ
提言を踏まえ、通い容器の新たな流通管理システムの構築に向けた支援措置を創設

通い容器の本格的な普及に向けては、現在、利用者に課しているデポジット等の金銭的な負担を軽減することが必要
このため、デポジットに替わる新たな紛失防止システムとして、インターネットを利用して容器の入出庫状況等を管理する流通管理システムを構築

農林水産省

促進					
電子タグやEDIの導入などIT技術の活用					
<p>検品等の物流プロセスに電子タグを導入し、電子化された取引情報の活用と相まって物流作業の効率化を図るため、卸売市場を中心とする生鮮食品流通に電子タグを導入した作業体系について、産地・卸売市場・小売の各流通段階における実証実験を実施。本実証実験を通じ、<u>電子タグ活用の作業体系を確立・普及し、これを導入した市場における物流作業コストを削減</u></p>	<p>電子タグを導入した市場における物流作業コストを4分の1程度削減</p>	<p>検品等の作業時間が4分の1以上削減可能であることを実証(実用ベースでの実証実験)</p>	<p>「物流管理効率化新技術確立事業」(17～19年度)において、これまでの成果を踏まえ、今後の普及に向けた事業者等への説明、意見交換、実用ベースの実証実験等を実施</p>	<p>電子タグを普及させるため、多様な食品流通の実態等に応じた先導的な取組モデルを創出する必要 電子タグを活用した多様なビジネスモデルの実証・普及を実施</p>	<p>農林水産省</p>
<p>関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進</p>	<p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度) 50.0%(23年度))</p>		<p>経済産業省が実施中の「流通システム標準化事業」において、品目別の検討等への参画を通じ、新たなEDI標準の精度向上等の取組を推進</p>	<p>関係業界が一体となって新たなEDI標準の確立に向けた作業等に取り組む必要 今後とも関係業界による検討や実証、普及に向けたセミナー等の取組を推進</p>	<p>農林水産省</p>
低廉な輸送手段の活用					
<p>生鮮食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)促進に</p>	<p>生鮮食品の輸送における鉄道等の利用の普及</p>		<p>18年度から「物流コスト改革推進調査事業」を実施</p>	<p>モーダルシフト推進のためには、産地における取組の促進はもとより、卸</p>	<p>農林水産省</p>

<p>向け、ロット(コンテナ積載容量)や帰り荷の確保といった課題を克服するための方策の検討、具体的な効果等の検証を実施</p>			<p>これまでの成果を踏まえ、新たに青果物のモーダルシフト推進に向けた方策等を検討するとともに、JR貨物を利用した実証試験を実施し、その効果、課題等について検証</p>	<p>・小売各段階の理解の浸透が必要 当該事業において策定したモーダルシフト推進行動計画等の普及を図るとともに、関係省庁やグリーン物流パートナーシップ会議等と連携し、普及・啓発</p>	
<p>配送の共同化、都市内物流の効率化</p>					
<p>先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、<u>配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進</u></p>	<p>食品関連事業者による取組の拡大</p>		<p>共同配送等に関する先進事例や支援措置等について情報を提供するとともに、食品関連団体等と連携して都市内物流の効率化に関する取組を推進</p>	<p>取組推進のためには、先進的な取組の内容や効果、支援措置等を示し、主体的な取組を促す必要 このため、一部で始まっている地域や事業者間の連携による具体的な取組の促進に向け、今後とも食品関連団体等との連携によるセミナーの開催等の取組を推進</p>	<p>農林水産省</p>
<p>物流拠点の再編</p>					
<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「<u>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</u>」に基づく総合効率化計画の策定につ</p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)</p>	<p>86件(20年2月末日まで)</p>	<p>食品関連事業者に対し制度の概要や支援措置等について情報提供するとともに、食品関連事業者からの計画認定に係る個別相談に対応</p>	<p>3省における計画認定実績は順調に推移 引き続き、関係省庁と連携しつつ、関係者へ普及・啓発</p>	<p>農林水産省</p>

いて食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、物流拠点の再編を促進

食品小売業の低コストモデルの普及定着

食品小売業において、適正仕入れ等を実現するコスト低減のビジネスモデルの実証・普及、消費者への商品情報伝達機能の強化を推進

コスト縮減ビジネスモデルの提示(30件(23年度まで))

6件
(19年度まで)

食品小売業者のコスト縮減に向けたモデル事業を6カ所を実施し、その効果を検証

引き続き、食品小売業におけるコスト縮減に向けたビジネスモデルの実証・普及等を推進

農林水産省

強い農業づくり交付金(卸売市場施設整備対策)の配分にあたって、物流の効率化に資する取組の状況を反映。

集出荷コストの縮減

共同利用施設の利用料金の引下げ等(再掲)

米等の「大規模乾燥調製貯蔵施設の利用体制の整備に係る計画」に基づき、既存のサイロ等を活用した施設の更新・能力増強による建設コストの縮減や担い手を核とした施設利用体制の整備等に取り組み、共同利用施設の利用料金の引下げを実施

利用率向上等による利用料金の引下げ

全国農協カントリーエレベーター協議会が施設設置者に対し、利用率向上のため研修(のべ4回)等を実施

引き続き、施設設置者に対する研修や現地の巡回指導を通じて、利用率の向上や利用料金の引き下げを推進

農業協同組合

個別施設毎に毎年の利用改善の状況等を把握・指導

大規模乾燥調製貯蔵施設の利用状況等に関する実態調査を実施(476JA)し、19年7月に調査結果を

調査結果によると利用率が高い施設においては、
・大口利用者となる大規

農林水産省

			<p>とりまとめ、都道府県へ通知</p> <p>また、地方農政局においても実際に現地へ赴き、利用改善に向けた指導を実施</p> <p>18年度の平均稼働率は76%となり、前年に比べ3%低下したが、これは水稻の作況が前年に比べて5ポイント低下した影響が大きい</p>	<p>模範営体へ収穫作業等のあっせん</p> <ul style="list-style-type: none"> 荷受け分散のため、水稻直播栽培等栽培方法の導入 農家利用組合への施設運営委託を積極的に推進との傾向が存在 <p>これら優れた取組を全国的に波及させる観点から、利用率の低い施設を始め他地域においても「利用体制の整備に係る計画」に反映させ、これら取組を推進</p>	
段ボールの茶色箱化等による低コスト化					
<p>段ボールに占める茶色箱(従来比 5～7%)の普及割合を拡大</p>	<p>53%(16年) 60%(22年)</p> <p>58% (19年度目標)</p>	<p>63% (19年12月)</p>	<p>野菜や果樹の作物別の販売会議等において、農協に対して茶色箱段ボールへの切り替えをPR</p>	<p>段ボール箱の茶色箱化は産地のブランド戦略とも関連するものの、コスト低減の観点から農協に対し、茶色箱化に向け積極的な働きかけを引き続き実施</p> <p>20年度目標は、19年度実績を踏まえ、20年4月に設定予定</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>段ボール原紙に占める低コスト原紙(従来比 1～5%)の普及割合を拡大</p>	<p>35%(16年) 80%(22年)</p> <p>60% (19年度目標) 70%</p>	<p>50% (19年12月末)</p>	<p>販売会議等において、低コスト原紙を用いた段ボールへの切り替えをPR</p>	<p>現地での輸送試験により切り替えが可能なることを確認しつつ、低コスト原紙への切り替えに向けたPR活動を実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>

	(20年度目標)				
関係団体等の取組のフォローアップと助言・指導を通じた着実な実施を推進			全国7ブロックで、資材費低減に向けた会議、関係団体に対するフォローアップや助言等を実施	段ボール箱の製造に必要な燃料である原油や主原料である古紙の価格が依然高騰 原材料等の価格動向を把握しつつ、関係団体の取組が着実に実施されるよう助言・指導等を実施	農林水産省
通い容器の普及(再掲)					
通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、通い容器の利用の拡大を促進	通い容器の本格的な普及(17年の普及率3.1%)	3.4%(18年)	19年3月に設立した「通い容器普及促進協議会」において、課題解決に向けた具体的な方策の検討を進め、9月に通い容器の普及促進に向けた提言を取りまとめ 提言を踏まえ、通い容器の新たな流通管理システムの構築に向けた支援措置を創設	通い容器の本格的な普及に向けては、現在、利用者に課しているデポジット等の金銭的な負担を軽減することが必要 このため、デポジットに替わる新たな紛失防止システムとして、インターネットを利用して容器の入出庫状況等を管理する流通管理システムを構築	農林水産省
実需者のニーズに応じた規格等での野菜の調製・出荷による低コスト化					
実需者が希望する品質・規格・荷姿による出荷が可能な契約取引を推進するため、産地と実需者等との情報交換の場の設置や農協・農業団体向けに品目別・用途別	契約取引の推進		農協・農業団体向けに作成した品目別・用途別ガイドラインのブロック別説明会を実施(9回) 加工・業務用野菜産地と実需者との交流会を東京2回、大阪1回開催し、	20年度には、新たな加工・業務用モデル産地を募集し、栽培実証試験を実施 契約取引に関する実務能力を備えた産地側担当	農林水産省

コストダウンに係るパンレットを作成・配布			のべ約3,300名が参加	者育成のため、加工・業務用野菜産地指導者育成研修の内容を充実	
委託販売中心の生産・出荷体制から脱却し、多様な供給先を開拓するとともに、供給先の要望等に対して柔軟かつ機動的に対応できる生産・出荷体制を整備	生産・出荷体制の整備		加工・業務用野菜産地と実需者等との交流会に出展(第1回19団体、第2回14団体、第3回17団体) 加工・業務用野菜産地指導者育成研修に参加	産地と実需者等との交流会(20年度:4回予定)に出展し、引き続き、多様な供給先を開拓	農業協同組合
集出荷施設の統廃合等					
社会経済情勢の変化等により稼働率が低い既存の集出荷施設を統廃合し、大規模集出荷施設に集約させることを誘導	集出荷施設の統廃合等の誘導		13～17年度における生産局の補助事業を通じた既存集出荷施設の統廃合:36件 18年度の統廃合の状況は、現在取りまとめ中	引き続き強い農業づくり交付金等により統廃合等を誘導	農林水産省
「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づいて、集送乳関連施設や食肉処理施設の再編整備を推進	集送乳関連施設及び食肉処理施設の再編整備の推進		集送乳の拠点である大型貯乳施設は、1施設整備(18～19年度) 食肉処理施設は、15施設を整備予定(19年度)	引き続き、再編整備を推進	農林水産省
多様な流通チャネルの形成					
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減					
食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確	食品生産製造等提携事業計画の認定件数300件	29件 (20年3月14日現在)	食品流通改善資金、食料産業クラスター展開事業、食品流通高付加価値	多様なニーズに対応しつつ、コスト縮減を図るためには、食品産業と農業	農林水産省

<p>な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進、地域農水産物のブランド化等の推進等を実施</p>	<p>(19年度～23年度)</p>		<p>モデル推進事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業等により、食品産業と農業の連携強化を推進</p>	<p>との安定的な取引関係の確立による情報交換の深化、ロットの拡大等を通じて、物流の効率化等を図ることが重要で、今後、農商工等連携を強力に進めるなど各種施策を推進</p>	
<p>青果ネットカタログ「SEICA」の普及 全国の生産者が生産出荷情報をHPに登録し、実需者、消費者に提供する青果ネットカタログ「SEICA」()について、システムの充実や活用方法等の積極的なPRを推進し、一層の情報登録、利用の普及を推進 (財)食品流通構造改善促進機構、(独)農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所が開発・運営。</p>	<p>情報登録数の拡大(5,688(18年4月) 15,000(24年度))</p>	<p>10,050 (20年3月1日現在)</p>	<p>運営主体と連携し、外食産業や学校給食のSEICAの活用を進めるためのシステムの充実や、農業・流通関係者への活用方法のPR等による更なる普及のための取組を推進 登録数は、順調に拡大</p>	<p>SEICAの一層の普及を図り、今まで以上に使いやすいシステムとするため、SEICAと連携した独自ホームページを容易に構築できる機能の追加、検索機能の強化やニーズに対応した情報を追加するなどの改良、関係事業者への情報提供等により更なる浸透を図る必要</p>	<p>農林水産省</p>
<p>地産地消の推進を通じた食料供給コストの縮減</p>					
<p>生産者と消費者の顔の見える関係を構築するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定の推進等の取組を通じて、<u>地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産</u></p>	<p>地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(19年度末まで) 1,000地区(21年度末まで)</p>	<p>942地区 (19年8月末)</p>	<p>地産地消推進計画の進捗状況を把握(8月、3月)するとともに、農業、給食、商工、観光等との連携を強化した地産地消モデルタウン構想の実現に向けた取組を支援 さらに関係者間の情報の共有化やネットワーク</p>	<p>引き続き、計画の進捗状況の把握、ホームページ等による情報発信を実施 また、高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できるように、少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた先進的な取組への支</p>	<p>農林水産省</p>

	<u>物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用を拡大</u>		化を推進するため、 ・優良事例等の収集、提供 ・農業と給食、商工、観光業等の関係者を結びつけるコーディネーターを育成 (19年12月末:66名)	援を拡充	
--	-----------------------------------	--	---	------	--

4 加工食品の製造・流通、外食段階における食料供給コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
安定的な原料調達、共同購入等による生産性向上						
食と農の連携強化を通じた食料供給コストの縮減(再掲)						
	食品産業と農業の連携の強化による消費者、実需者ニーズへの的確な対応を図るため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための <u>施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施</u>	生産者、食品産業事業者による取組の拡大		食品流通改善資金、食料産業クラスター展開事業、食品流通高付加価値モデル推進事業、広域連携アグリビジネスモデル支援事業等により、食品産業と農業の連携強化を推進	多様なニーズに対応しつつ、コスト縮減を図るためには、食品産業と農業との安定的な取引関係の確立による情報交換の深化、ロットの拡大等を通じて、原料調達の効率化等を図ることが重要で、今後、農商工等連携を強力に進めるなど各種施策を推進	農林水産省
製造工場の再編合理化、設備の近代化等による生産性向上等						
製造工場の再編合理化、近代化等を通じた生産性向上等						
	<u>製造工場の再編合理化や経営革新等に向けた食品企業が行う施設整備等を支援</u>	施設整備等の円滑な実施		特定農産加工法の計画承認事業者に対する新商品・新技術開発、事業の転換、事業の提携等を行うために必要な費用のための融資、食品流通改善資金(うち食品生産製造提携事業関係)による食品製造業者等と農林漁業者等の連携推進に必要な食品製造施設等及び農林	引き続き、各種資金による施設整備等のための融資や「いもでん粉工場再編整備事業」及び「国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業」を実施 20年度中に「乳業再編整備等対策事業」により飲用牛乳工場(1ヶ所)を廃止予定	農林水産省

				<p>漁業生産施設等の整備のための融資を実施(19年度融資実績143億円(2月末現在))</p> <p>「いもでん粉工場再編整備事業」により、19年度(12月末現在)2工場が事業を実施し、処理能力を削減し合理化を促進</p> <p>「国内産糖・いもでん粉供給円滑化事業」は、19年度(2月末現在)6工場が事業を実施し、製造行程管理の高度化等を推進</p> <p>19年度中に「乳業再編整備等対策事業」により飲用牛乳工場(1ヶ所)の廃止事業を実施し、乳業の再編合理化を促進</p>	
--	--	--	--	---	--

IT化等を通じた物流効率化による流通コストの縮減

E DIの導入などIT技術の活用(再掲)

<p>関係省庁と連携しつつ、次世代EDIの普及に向けた標準化等の取組を推進</p>	<p>電子商取引を実施する食品流通業者等の割合(31.8%(18年度) 50.0%(23年度))</p>		<p>経済産業省が実施中の「流通システム標準化事業」において、品目別の検討等への参画を通じ、新たなEDI標準の精度向上等の取組を推進</p>	<p>関係業界が一体となって新たなEDI標準の確立に向けた作業等に取り組む必要</p> <p>今後とも関係業界による検討や実証、普及に向けたセミナー等の取組を推進</p>	<p>農林水産省</p>
---	--	--	--	---	--------------

通い容器の標準化

<p>食品関連事業者が取り組む<u>通い容器の標準化の取組に参加</u></p>	<p>通い容器の標準化</p>	<p>底面2種類、高さはそれぞれ2種類の標準サイズが決定</p>	<p>量販店等で組織する「<u>物流クレート標準化協議会</u>」に参加・連携しつつ、量販店で使用するクレート(通い容器)のサイズの標準化・共有化の取組を推進</p>	<p>引き続き、取組に参加・連携するとともに、必要に応じて標準化協議会と関係事業者等とを調整</p>	<p>農林水産省</p>
<p>配送の共同化、都市内物流の効率化(再掲)</p>					
<p>先進事例等の収集、食品関連事業者への情報提供等による事業者の主体的な取組の支援等により、関係省庁と連携しつつ、<u>配送の共同化等の都市内物流の効率化を推進</u></p>	<p>食品関連事業者による取組の拡大</p>		<p>共同配送等に関する先進事例や支援措置等について情報を提供するとともに、食品関連団体等と連携して都市内物流の効率化に関する取組を推進</p>	<p>取組推進のためには、先進的な取組の内容や効果、支援措置等を示し、主体的な取組を促す必要 このため、一部で始まっている地域や事業者間の連携による具体的な取組の促進に向け、今後とも食品関連団体等との連携によるセミナーの開催等の取組を推進</p>	<p>農林水産省</p>
<p>低廉な輸送手段の活用</p>					
<p>関係省庁と連携しつつ、<u>加工食品輸送のモーダルシフト(トラックから鉄道等への転換)を促進</u></p>	<p>加工食品の輸送における鉄道等の利用の普及</p>		<p>先進事例や支援措置等を情報収集 青果物のモーダルシフト推進調査事業(物流コスト改革推進調査事業)において、加工食品の実証実験を実施し、その効果、課題等について検証</p>	<p>モーダルシフト推進のためには、食品製造業者の取組の促進はもとより、卸・小売各段階の理解の浸透が必要 当該事業の成果普及を図るとともに、関係省庁やグリーン物流パートナーシップ会議等と連携し、普及・啓発</p>	<p>農林水産省</p>

物流拠点の再編(再掲)

<p>高速道路、空港、港湾等の周辺といった立地上最適な物流拠点施設の活用による効率的な流通業務の実現を図るため、関係省庁と連携しつつ、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」に基づく総合効率化計画の策定について食品流通関係事業者等への普及・啓発を行い、<u>物流拠点の再編を促進</u></p>	<p>流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく総合効率化計画の認定件数(農林水産省、経済産業省、国土交通省の合計)110件(21年)</p>	<p>86件 (20年2月末日まで)</p>	<p>食品関連事業者に対し制度の概要や支援措置等について情報提供するとともに、食品関連事業者からの計画認定に係る個別相談に対応</p>	<p>3省における計画認定実績は順調に推移 引き続き、関係省庁とも連携しつつ、関係者へ普及・啓発</p>	<p>農林水産省</p>
---	--	----------------------------	---	--	--------------

5 品質や形状等に関する消費者ニーズ等への効率的な対応によるコストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
消費者ニーズへの対応						
消費者が求める規格外品等の供給拡大						
	農産物の生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに適した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化等を促進するため、食品産業と農業の安定的な取引関係の確立のための施設整備等に係る支援、契約取引の推進等を実施	生産者、食品産業事業者による取組の拡大		生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大を推進 加工・業務用野菜産地と実需者との交流会を東京で2回、大阪で1回開催、のべ3,300名参加(19年度)	生鮮販売や加工・業務用途におけるニーズに対応した規格での出荷・流通の推進、食と農の連携の強化を図る必要 引き続き、生産者・実需者間の連携の強化、産地の生産・出荷体制の整備、契約取引の拡大等を推進	農林水産省
	消費者が求める地域内で生産された農産物の販売拡大を促進するため、地産地消推進行動計画に基づく地域における地産地消の実践的な計画の策定を進め、 <u>地場農産物を提供する直売所や量販店への地場農産物コーナーの設置、学校給食・観光施設等での使用等を拡大</u>	地域における地産地消の実践的な計画の策定 900地区(19年度末まで) 1,000地区(21年度末まで)	942地区 (19年8月末)	地産地消推進計画の進捗状況を把握(8月、3月)するとともに、農業、給食、商工、観光等との連携を強化した地産地消モデルタウン構想の実現に向けた取組を支援 さらに関係者間の情報の共有化やネットワーク化を推進するため、 ・優良事例等の収集、提供 ・農業と給食、商工、観光業等の関係者を結びつけるコーディネーターを育成(19年12月末:66名)	引き続き、計画の進捗状況の把握、ホームページ等による情報発信を実施 また、高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できるよう、少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた先進的な取組への支援を拡充	農林水産省

消費者に対する啓発普及等

<p>消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・食品関連事業者・生産者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制</p>				<p>消費者等に対する普及・啓発の実施、消費者への的確な情報提供、消費者・生産者・流通業者間のコミュニケーションの充実、地産地消、食農連携、直接販売の取組を強化することにより食品ロスの低減、商品化率の向上等を図るほか、簡易包装化等の取組により食料供給コストの増加を抑制する必要</p>	農林水産省
---	--	--	--	--	-------

環境問題への関心の高まりへの対応

食品ロスの発生抑制、処理コストの削減

<p>卸売市場における低温卸売場の整備を通じたコールドチェーンの構築による食品ロスの発生抑制の取組を推進</p>	<p>中央卸売市場における低温卸売場の整備率 9.1%(16年度) 11.1%(21年度)</p>	<p>10.7% (18年度まで)</p>	<p>強い農業づくり交付金により卸売市場における低温卸売場の整備を推進</p>	<p>今後とも強い農業づくり交付金を活用し、中央卸売市場整備計画に基づく施設整備を推進</p>	農林水産省
<p>18年度が、食品リサイクル法に基づく再生利用等実施率向上の取組の目標年度であることを踏まえ、目標未達成業者の多い小売業、外食産業を中心に食品関連事業者等への普及啓発を実施</p>	<p>我が国全体の食品循環資源の再生利用等実施率 :45%(16年度) 52%(18年度) (18年度 24年度)</p>	<p>53% (18年度実績) (参考)19年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要 (19年11月20日)</p>	<p>食品リサイクル法が改正され、関連する政省令、告示とともに19年12月に施行(定期報告義務の創設など食品関連事業者に対する指導監督の強化と、大臣認定された循環的な食品リサイクルの取組に</p>	<p>改正食品リサイクル制度全体の円滑な運用を図り、法に基づく定期報告義務の確実な履行や、新たな判断基準省令や基本方針に記載される再生利用等の取組目標、業種別の再生利用等実施率目標の</p>	農林水産省

	<p>食品製造業： 81% 85%</p> <p>食品卸売業： 62% 70%</p> <p>食品小売業： 35% 45%</p> <p>外食産業： 22% 40%</p>	<p>大臣官房統計部 公表)</p>	<p>対して、一般廃棄物収集 運搬業の許可取得を不要 とする特例の措置等)</p> <p>食品関連事業者に対し て、改正された食品リサイ クル制度の内容の周知を 図るためのセミナーを開 催(全25回)</p>	<p>達成を図るには、新制度 の確実な周知を図る必要 このため、改正法に基 づく政省令等の整備が行 われた後速やかに、環境 省と連携を図りながら、セ ミナー開催やリーフレット 配布等の普及啓発を推進 (20年度、全国30箇所セ ミナー開催予定)</p>	
<p>経済的な食品リサイク ルを目指す地域のモデ ル的な取組への支援。 特に小規模事業者にお ける新たなリサイクルの ビジネスモデルを提示す ることにより、取組の普 及を図る</p>	<p>現在のリサイク ルコストを10% 削減 現在の焼却処理 委託コストと比 較した負担増 150%以内</p>		<p>19年度事業実施地区と して、搬送ルート最適化 等の取組など4地区を採 択し実証 各地区の実証内容は、 日本総研(株)が事務局とな って評価・整理し、コスト縮 減効果の検証及び環境負 荷の把握を実施</p>	<p>19年度採択地区につい て実証・評価・整理を継続 とりわけ、季節変動に 伴う食品循環資源の質や 気象条件の変化に対しても 円滑に取り組めるかを 実証 その他、19年度採択地 区と内容の異なる提案の 新規採択を行う見込み</p>	<p>農林水産 省</p>
<p>容器包装廃棄物の減量化、通い容器への転換による段ボールの使用削減の促進</p>					
<p>容器包装リサイクル法 の改正に伴い、食品関 連事業者の容器包装の 過剰な使用の抑制など の促進等を内容とする政 省令の改正を18年度中 に行い、19年度から23年 度までの5年間にレジ袋 等の1割削減を果たすた め、食品関連事業者に 対し、改正内容の普及啓</p>	<p>食品関連事業者 (小売業者)にお ける排出抑制の 取組の拡大 18年度中に規定 を整備し、23年 度までに1割削 減</p>		<p>18年度から容器包装リ サイクル法制度円滑化推 進事業(事業実施主体： (財)食品産業センター)を 実施 食品関連事業者等を対 象に改正容器包装リサイ クル法についてのセミナ ーを開催(20回)</p>	<p>容器包装リサイクル法 の改正内容等について、 食品関連事業者に対する 普及啓発を実施し、排出 抑制の取組の促進を図る 必要 引き続き、食品関連事 業者に対するセミナー等 を実施し、排出抑制の取 組のための判断の基準に 基づく取組を促進すると</p>	<p>農林水産 省</p>

	<p>発を実施</p>				<p>もに、20年度から新たに排出抑制の取組内容の定期報告義務が課される事業者(年間排出量が50トン以上)に対して、定期報告内容の周知、法に基づく適切な取組の促進</p>	
	<p>通い容器のメリットについての生産者、卸売業者、小売業者等への普及・啓発、卸売市場を中心として通い容器の円滑な流通を実現するための拠点の確保、通い容器供給事業者も含む関係者による取組体制の構築の推進等を通じて、<u>通い容器の利用の拡大を促進</u></p>	<p>通い容器の本格的な普及(17年の普及率3.1%)</p>	<p>3.4%(18年)</p>	<p>19年3月に立ち上げた「通い容器普及促進協議会」において、課題解決に向けた具体的な方策の検討を進め、9月に通い容器の普及促進に向けた提言を取りまとめ 提言を踏まえ、通い容器の新たな流通管理システムの構築に向けた支援措置を創設</p>	<p>通い容器の本格的な普及に向けては、現在、利用者に課しているデポジット等の金銭的な負担を軽減することが必要 このため、デポジットに替わる新たな紛失防止システムとして、インターネットを利用して容器の入出庫状況等を管理する流通管理システムを構築</p>	<p>農林水産省</p>

6 農協の経済事業改革の推進による生産コスト及び流通コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
生産資材コストの縮減						
生産資材の大口割引の割引率の拡大など全農による担い手への生産資材の価格還元						
	<p>大口割引率の拡大、大口ロット条件の向上など、担い手向け価格条件と大型規格商品について次の施策を中心に拡充</p> <p><u>肥料農薬の既存大口設定奨励措置(割引率等)の拡大</u></p> <p><u>新規対象品目(営農用燃料等)の選定と価格条件、奨励措置の設定</u></p> <p><u>輸入高度化成肥料の港湾・倉庫等からの直行条件、自己取り条件の充実</u></p> <p><u>農薬大型規格商品の拡大</u></p>	<p>事業規模を現行の10億円強/年相当を19年度からの5年間で120～160億円相当へ</p> <p>13.8億円 (19年度目標)</p>	<p>8.3億円 (19年度見込)</p>	<p>10県本部で対策財源の増額などを実施</p> <p>全農の担い手支援システムに登録された施設園芸農家を対象として、営農用燃料油(A重油・灯油)対策を実施</p> <p>引き続き、アラジン等肥料の港湾・倉庫等から農家への満車直送を実施</p>	<p>業務改善命令(平成17年10月13日付け17経営第3818号)に従い全農が提出した「改善計画」に基づき、担い手のニーズに応じた肥料・農薬の担い手向け価格条件と大型規格商品を引き続き拡大</p> <p>19年度実績は目標に達しておらず、今後、担い手の評価を踏まえた対策メニューの見直しが必要</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
		<p>(現行17品目を20年度40品目)</p>	<p>55品目 (19年度実績)</p>	<p>19年12月から現場での要望が高い品目を中心にメーカーと交渉を行い、ア</p>		

<p><u>担い手向け輸入農機、独自型式農機の取扱</u></p>			<p>アイテム数を40品目から、55品目へ拡大</p> <p>20年2～3月、独自型式農機の取扱、機種を拡大(コンバイン1機種、トラクター2機種)</p>		
<p>各都道府県ごとに担い手対応強化施策を策定</p> <p><u>担い手に出向く営農指導体制の整備、農協営農経済渉外担当者の設置拡大などを実施</u></p>			<p>(全農、全中)</p> <p>担い手に出向く営農指導体制を整備(全農36県本部に161名を配置)(19年12月末実績)</p> <p>(農業協同組合)</p> <p>担い手対応担当者を配置(1,478名)(19年12月末実績)</p>	<p>全農県本部と農協が連携しながら、担い手へ「出向く」活動の強化を図ることが必要</p>	<p>全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、農業協同組合</p>
<p>高度化成肥料、BB肥料、農薬大型規格品、低コスト支援農機の普及拡大</p>					
<p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、「<u>生産資材コスト低減チャレンジプラン</u>」を策定(「<u>生産資材コスト低減チャレンジプラン</u>」21年度の到達目標の例)</p> <p>・ <u>全農の取扱高度化成肥料に占める輸入高度化成肥料の普及率</u></p>	<p>36%(16肥料年度) 43%(21肥料年度)</p> <p>40%</p>	<p>49%</p>		<p>コスト低減に向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へコスト低減効果を還元</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>

	(19年度目標) 41% (20年度目標)	(19年12月末)		
・ <u>全農の取扱高度複合肥料に占めるBB肥料の割合</u>	25% (16肥料年度) 28% (21肥料年度)			
	27% (19年度目標) 27% (20年度目標)	26% (19年12月末)		
・ <u>全農の農薬大型規格品の品目数</u>	17品目 (16農薬年度) 40品目 (21農薬年度)			
	40品目 (19年度目標) 40品目 (20年度目標)	55品目 (19年12月末)		
・ <u>低コスト支援農機の導入率</u>	62% (16年度) 72% (21年度)			
	68% (19年度目標) 70% (20年度目標)	62% (19年12月末)		
<u>県別プランの策定と推進</u>			全36県本部で県別プランを策定済	全国農業協同組合連合会
<u>農協版の生産コスト低</u>				農業協同

減プランを作成し、具体的取組を推進					組合
肥料農薬等の生産資材について、全農の手数料を引下げ					
<p>肥料農薬等の生産資材について、次の手順で手数料の引下げを行うとともに、<u>全国・県本部の手数料を一本化</u> (19年度から)</p> <p>生産資材コスト低減推進本部を設立し、これまでの取組を総括した上で、新たに「生産資材コスト低減チャレンジプラン」を策定</p> <p>県別・農協別プランの策定と推進</p> <p>手数料の実態調査と引下げの検討</p>	<p>16年度手数料290億円を基準として、18年度18億円削減、19年度累計27億円削減、20年度以降累計36億円削減</p> <p>累計27億円削減 (19年度目標)</p> <p>累計36億円削減 (20年度目標)</p>	<p>累計27億円削減 (19年度見込)</p>	<p>19年度県別手数料引下げ計画内容について、19年12月に公表</p>	<p>手数料引き下げに向けた着実な取組の実施により、確実に生産者へ手数料引き下げ効果を還元</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
配合飼料の製造の合理化等					
<p><u>地域ブロック別飼料会社の更なる広域化、工場の統廃合等の合理化を推進</u> (飼料会社1社当たりの供給量を拡大)</p>	<p>6社 3社(21年) (地域飼料会社の広域合併を推進し、飼料会社1社当たりの供給量200万トン以上を目指す。)</p>	<p>6社 4社 (20年4月予定)</p>	<p>19年12月に合併調印 (6社 4社)し、20年4月に合併予定</p> <p>統合等による5~7工場減に向けた合意形成中</p>	<p>21年目標に向け、着実に推進しているところであり、農林水産省では、引き続き、取組の進捗状況について適切に把握するとともに、必要に応じて指導</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
肥料農薬などについて、農協グループを通じた物流コスト削減					
<p>肥料農薬などについて、次の手順で広域物流</p>	<p>16年度推定1,200億円を17</p>		<p>19年度は新規に20農協 (累計151農協)において</p>	<p>20年度の物流コスト削減目標の達成に向けて、</p>	<p>全国農業協同組合</p>

<p>成功事例を普及し、農協グループを通じた物流コストを削減</p> <p>県域マスタープランに基づく農協への推進 広域物流実施農協の拡大(年間計画の策定と4半期ごとの進捗管理)</p> <p>農協物流コスト削減目標・行動計画の策定と進捗管理</p>	<p>年度92億円削減、20年度160億円削減</p> <p>累計約135億円削減 (19年度目標)</p> <p>累計160億円削減 (20年度目標)</p>	<p>累計121億円削減 (19年度見込)</p>	<p>生産資材(肥料・農薬・園芸資材他)の広域物流が稼働見込</p>	<p>取組を加速し、広域物流実施農協を拡大</p>	<p>連合会・農業協同組合・農業協同組合中央会</p>
---	--	-------------------------------	------------------------------------	---------------------------	-----------------------------

農産物流通コストの低減

米穀の流通コストの削減

<p>【流通コストの削減】 米穀の流通コストを削減</p> <p>各県の共計費用・流通コストの実態調査 県ごとに各費用項目の削減目標の設定・公表</p> <p>削減目標として、現行600円程度 / 60 kgの販売対策費の18年産からの廃止と運賃の徹底した削減</p>	<p>米穀の現行60kgあたり3,000円程度の流通コストを、2,000円以内の可能な限り低い水準に削減。 (20年産までに)</p>		<p>18年産米から販売対策費(現行600円 / 60kg)を廃止 共同計算を行っている全34府県本部において、19年産米県域共同計算経費上限目標値を設定し、19年12月に各県ごとに開示</p> <p>19年産米の流通コスト2,000円以内は、30県本部で達成見込み</p>	<p>全県本部における流通コスト2,000円以内の達成と、更なる引き下げに向けて取組の継続実施</p>	<p>全国農業協同組合連合会</p>
<p>市場連動型の運賃とその決定の透明性を確保する仕組みを導入し、</p>			<p>運賃削減交渉を実施し、24府県本部において、見積もり合わせ方式等に</p>		<p>全国農業協同組合連合会</p>

農産物の物流コストを削減(18年度から)			より米穀運賃コストの引き下げを合意		
<p>[手数料の見直し]</p> <p>全農と経済連が統合した府県では農協ごとの米穀手数料設定基準を全国一本化し、平均水準の10%削減と稲作所得基盤確保対策等の事務手数料(現行30円程度/60kg)の廃止(19年度から)</p>			<p>全農と経済連が統合した府県では、19年産米から手数料の見直しを実施</p> <p>統合していない道県においても経済連や県農協が全農に支払う手数料を、19年産米から10%引き下げ</p>		全国農業協同組合連合会
農林水産省による指導等					
農林水産省による指導等					
<p>全農に対しては、業務改善命令(17年10月13日)において、「改善計画」(17年12月8日策定)の実行を求めているところであり、同命令に基づき「改善計画」の進捗状況を監視し、その実行が担保されるよう指導</p> <p>また、全中等による農協の経済事業改革の指導など、農協系統自らが行う農協の経済事業改革を促進</p>			<p>経済事業改革チームにおいて、全農から「改善計画」の進捗状況についてヒアリング(四半期ごとに報告)</p> <p>農林水産省から各分野における改革への取組をチェックし、遅れている部門を指導</p>	<p>全農改革を引き続き確実に実施させるとともに、全農改革の取組が組合員(特に担い手)にまで確実に還元され、実感されるよう、農協段階での経済事業改革を推進</p>	農林水産省

7 水産物の食料供給コストの縮減

項目	取組内容	取組目標	進捗状況	実施状況 / 課題	対応方向	取組主体
漁業生産資材費の低減						
漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化						
	漁船、漁具、燃油等の漁業生産資材費を低減させるため、漁協システムを始めとする関係者による <u>漁業生産資材の生産・流通・利用の合理化に向けた行動計画の策定及び公表を促す</u>	漁協システムにおける購買事業の改革・合理化のための行動計画の策定を促進(19年度) 行動計画の進捗状況を把握の上、適切な実施を促進(20年度以降)		漁業生産資材費低減に向け、漁協システムと行動計画の策定に関して検討を実施	漁協システムにおいては、一部を除き、購買事業等経済事業の改革意識が十分でないため、資材費低減の先進事例について、漁協システム全般に対し広く紹介し、行動計画の策定及び公表を一層促進	農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会等
	漁業経営に影響を与える燃油価格の高騰に対応し、 <u>流通の効率化により、燃油供給コストを縮減する</u>	燃油供給コストの縮減		燃油タンクの統廃合などに対して支援 ・経営体質強化緊急総合対策基金：7地区 ・漁業経営安定特別対策基金：3地区 ・強い水産業づくり交付金：8地区	引き続き、燃油タンクの統廃合などに対して支援	農林水産省、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等、石油元売業者
技術開発等による生産コストの縮減						
	漁業経営に影響を与	漁業経営コスト	18～19年度にか	燃料効率の高い設備の	引き続き、燃料効率の	農林水産

<p>える燃油価格の高騰に対応し、<u>省エネルギーや省人・省力化による漁業の合理化を促進する</u></p>	<p>の縮減</p>	<p>けて、24課題の省エネ技術実証試験を実施</p>	<p>導入等を促進及び支援 標準船型の導入対象となる漁船漁業に関する検討を実施</p>	<p>高い設備の導入等を促進及び支援 標準船型の導入にあたっての諸条件を検討するとともに、地域レベルでの共通船型の導入を促進</p>	<p>省、(独)水産総合研究センター</p>
<p>地域・グループごとに官民連携のプロジェクトを立ち上げ、<u>収益性向上に繋がる新操業体制への転換、リース事業による漁船更新の促進、低コスト生産への転換に資する漁船・船団構成のスリム化・合理化の促進を集中的に実施する</u></p>	<p>23年度までに50件以上のプロジェクトを実施</p>	<p>20年2月末時点で13件の地域プロジェクトの設置を承認 うち、7プロジェクトにおいて改革計画が認定</p>	<p>省内に、漁船漁業対策室、漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部を設置し、漁船漁業の構造改革を積極的に推進 19年度から漁船漁業構造改革総合対策事業を実施 指定漁業の許可に際し、経営状況を勘案する要件を追加(漁業法及び資源保護法の一部を改正する法律が19年6月6日交付)</p>	<p>引き続き、漁船漁業の収益性の改革、代船取得等により、厳しい経営環境でも生き残れる国際競争力のある経営体を育成するため、以下の取組を実施予定 ・漁船漁業改革推進集中プロジェクト本部の運営支援 ・地域プロジェクトの設置、改革計画の策定及び改革計画に基づく実証事業等の支援 ・経営状況を勘案した許可要件の導入に向けた指標等の検討及び関係者への周知</p>	<p>農林水産省、漁業協同組合等</p>
<p>漁業経営に与える燃油価格の高騰に対応し、<u>省エネルギーが図られる漁業構造、操業形態への転換を促進する</u></p>	<p>漁業経営コストの縮減</p>	<p>省内に、燃油高騰対策推進PT室を設置 水産業燃油高騰緊急対策事業(19年度補正予算)により、漁業活動の抜本的な見直し等による燃油消費量削減のための取組を緊急に実施し、漁業の構造転換の加速化により</p>	<p>省内に、燃油高騰対策推進PT室を設置 水産業燃油高騰緊急対策事業(19年度補正予算)により、漁業活動の抜本的な見直し等による燃油消費量削減のための取組を緊急に実施し、漁業の構造転換の加速化により</p>	<p>漁業者が、省エネルギーが図られる漁業構造、操業形態への転換を図る場合 ・省エネ推進協業体活動支援事業 ・小規模漁業構造改革促進対策事業(省エネ促進) ・漁業経営体質強化対策</p>	<p>農林水産省、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、都道府県漁業協同組合</p>

			持続的な漁業生産を確保	事業 により、その活動を支援	連合会、 漁業協同 組合等
水産物流通コストの縮減					
流通拠点の整備					
「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」(水産庁長官通達)について、産地市場と消費地市場の垂直統合等多様な取組の必要性、買参権の開放の重要性を追加し、地域や取引魚種の特性に応じた産地市場の再編を進める	18年度に815の水産物産地市場を22年度までに500に統合	782市場 (19年度末見込)	「水産物産地市場の統合及び経営合理化に関する方針」の見直しについて、各都道府県に通知(19年3月) 多くの産地市場の開設者である漁協の合併計画が遅延していることを反映し、市場の再編に向けた取組も総じて遅れ気味	各都道府県における「産地市場再編整備計画」の見直し状況をフォローアップするとともに、各産地市場関係者に対し、市場統廃合や経営合理化に関する具体的な先進事例の提示等を通じ、理解を深める必要	農林水産省、都道府県
産地市場の開設者又は卸売業者が、市場統廃合かつ買参権開放に取り組むための産地取引の実証試験、電子商取引システムの開発等の条件整備を行う場合に支援を行う	21年度までに全国で概ね10地域を対象に産地市場統廃合を伴うコスト削減の実証試験を実施	5地域(19年度)	19年度から水産物流通構造改革事業を通じた支援を実施 多くの産地市場では、改革に向けた新たな取組や、旧来の商習慣の変更に消極的	関係者の意識改革と意欲の醸成に努め、先進事例の普及や、当該支援事業の内容の周知を徹底する必要	農林水産省
相当程度の取扱量・金額規模の産地市場を有する地域を対象として、高度な衛生管理に対応した流通施設の整備を重点的に実施		流通拠点地区として、概ね120地区で着手 (19年度末見込)	衛生管理の強化や漁港施設の耐震化の推進等に重点的に取り組むことを内容とする漁港漁場整備長期計画を閣議決定(平成19年6月8日)	事業実施主体である地方公共団体が、衛生管理の高度化や災害後の流通機能確保に資する漁港整備について着実に実施することが必要	農林水産省

			市場統合等と連携して拠点的な漁港の整備を推進する流通構造改革拠点漁港整備事業を実施	引き続き、地方公共団体に対し補助事業による支援を行うとともに、整備状況について地方公共団体と連絡を密にしフォローアップを実施予定	
水産業協同組合が、統廃合市場かつ買参権開放市場で、自ら買参権を持って水産物を買取り、販売する場合に、重点的に水産物の保管・出荷経費の支援を行う	21年度までに漁業者団体等と最終実需者との直接取引に対する支援を全国で概ね20地域を対象に実施	2地域(19年度)	水産業協同組合等関係者の本事業に対する認識が不十分	先進事例の普及とあわせ、当該事業の内容とメリットの周知を徹底する必要	農林水産省
多様な流通経路の構築					
地域の水産物を活用した新商品の開発・サービスの提供や、新たな流通経路の構築を支援する	21年度までに全国で概ね10地域を対象に新たなビジネスモデルの実証試験を実施	11地域(19年度)	19年度から水産物流通構造改革事業を実施	引き続き、ビジネスモデルの実証事業を実施するとともに、先進事例を普及する必要	農林水産省
需要者との間で、予め規格、価格を設定するなど安定的な取引を行う水産業協同組合に対し、水産物の保管・出荷経費を支援する		28道府県(19年度)	19年度から国産水産物安定供給推進事業を実施	引き続き、安定的な取引を行う取組に対して支援するとともに、流通経路の多様化による産地のメリットについて普及を図る必要	農林水産省